

長岡地域

長岡市・中之島町・越路町・三島町・山古志村・小国町

合併協議会だより 創刊号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局

法定合併協議会を設置しました

長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の6市町村議会の臨時会で、法定合併協議会の設置議案が可決されたことを受けて、2月24日に6市町村長会議を開催し、法定合併協議会の設置に関する協議を行い、設置調印式を行いました。その後、各市町村において、協議会設置の告示を行い、正式に「長岡地域合併協議会」がスタートしました。

2月25日に県知事へ設置の届け出

翌2月25日に、6市町村長は全員揃つて県知事に対して協議会設置の届け出を行い、併せて合併重点支援地域の指定についての要望書を手渡しました。



協議会設置調印式



知事への届け出



各市町村議会の議決から長岡地域合併協議会設置までの経緯

1月30日	越路町議会	6市町村による法定合併協議会設置議案を可決
2月9日	長岡市議会	"
2月12日	三島町議会	"
	山古志村議会	"
2月17日	中之島町議会	"
2月23日	小国町議会	長岡地域任意合併協議会 解散
2月24日	6市町村長会議 (長岡地域合併協議会設置に関する協議) 長岡地域合併協議会設置調印式 各市町村で設置の告示	
2月25日	県知事に長岡地域合併協議会の設置を届け出	



市町村合併について
長岡地域合併協議会 会長 森民夫
より大きな地域愛へ
合併はもともと簡単な実現するものではないと私は考えています。理性では割り切れない問題を多く抱えているのが合併であり、例えば、故郷に対する愛情が強い人ほど、親しき市町村の名前がなくなることは苦痛であろうと思います。また、これまで地域おこしに頑張ってきた人ほど、故郷を守つてどんな困難でも乗り越えようとする気持ちも強いに違いないと思います。

私は学生時代に東京都豊島区の故三波春夫邸のすぐ近くに住んでいました。三波春夫氏は私の誇りであり友人に自慢したものでした。決して、越路町の三波春夫氏ではなく、長岡地域の、いや新潟県の三波春夫氏だったと思います。また、デパートで板尾の油揚げの販売があれば喜んで買って帰りました。故郷というものは、時に狭くもあり広くもあるものです。故郷を愛するが故に合併に反対するおっしゃる方に申し上げたいのは、故郷の範囲をもう少し広く据えていただきたいということです。そうすれば新しく芽生えてくる愛があるに違いないと思います。

長期的視点に立つ合併

今述べましたように、合併にはどうしても感情問題が付きまとつたため、本来時間がかかるものだと思います。長岡市における昭和の大合併は、昭和29年の上川西村、宮内町、深才村等の編入合併になりました。昭和の大合併は、条件の整った地域から順次合併していくという柔軟な方式でした。柄尾市の離脱により、合併そのものを見直すべきだという意見がありますが、この歴史に学ぶ必要があるうと考えます。

平成の大合併も平成17年3月末をもつて終わりであるとは考えてはいません。もちろん、平成17年3月末は、合併特例法の適用を受ける期限としては大変重要な区切りではあります。合併するのであれば、期限内に合併すべきであることは論をまたないと考えます。しかし、特例法の期限を過ぎれば、すべて終わりと考えるのも早計です。国と地方との関係が根本的に見直されている状況の中で、地方政府が自立するために、合併は特例法の期限が過ぎても避けて通れない課題です。このような長期的な視点の中、私は40万都市構想を打ち出しているのです。

市町村合併の最終目標は道州制の導入と市町村の自立

今、日本にとって最も必要な改革とは、国、都道府県、市町村といふ三階建て構造に終止符を打つことであると考えます。私は、国、都道府県、市町村のすべてを経験していますが、この三階建て構造が、日本の地方分権を阻害している根本要因であると考えています。三階建て構造での都道府県の存在意義は、「市町村の指導」にあります。市民に対して、最終責任を負うのは市町村です。例えば、小学校で不祥事があったとき、市民に謝罪するのは市の教育委員会なのです。

「新市建設計画の策定方針」について、次のとおり承認されました。

新市建設計画の策定方針(抜粋)

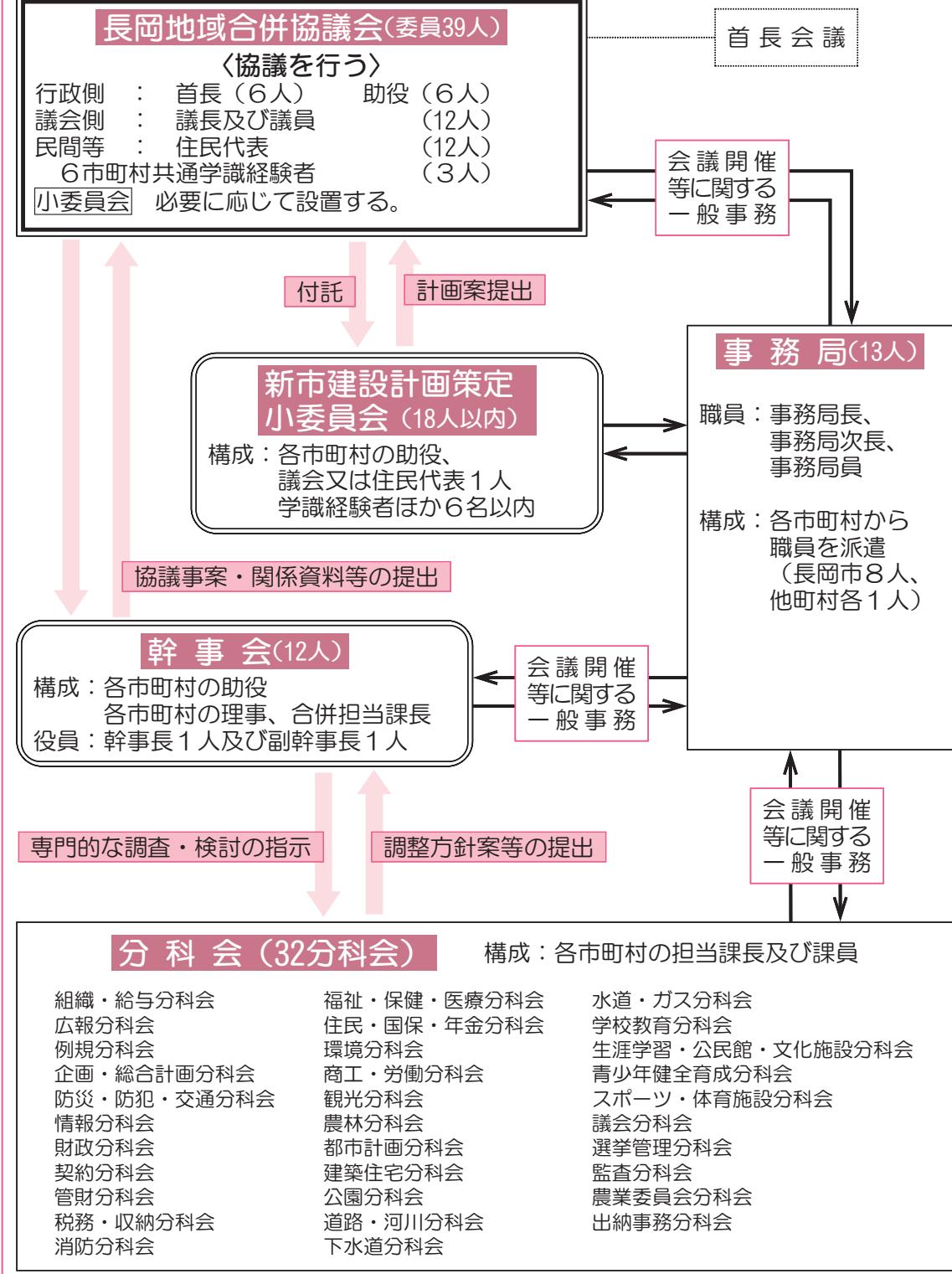
新市建設計画の策定方針について、次のとおり承認されました。

- 1 計画の趣旨**
 長岡地域任意合併協議会において策定した「長岡地域新市将来構想」の実現及び新市の一體性の確立・均衡ある発展を図るものとする。
- 2 計画策定の基本方針**
 (1) 構成市町村が、新市において共存共栄を図りながら一體的な活動を推進していくための計画とする。
 (2) 新市将来構想を実現する「新市地域らしさ価値」を高めるための具体的な事業計画とする。
 (3) 住民と行政が協働で実施するまちづくりの活動に結びつく計画とする。

- 議案第
15号
新市建設計画策定小委員会設置要綱**
 (1) 新市将来構想を実現するための戦略的事業
 (2) 生活基盤整備事業
 (3) 合併に伴い必要となる事業
 小委員会の組織体系については、左図参照

4 対象事業
 合併後10年間において、新市が事業主体となる事業及び県事業（新規、継続を問わない）とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

3 対象期間
 平成17年度から平成26年度までの10年間



協議会を傍聴しませんか？

第2回 長岡地域合併協議会

とき 3月22日 午後6時から
ところ ホテルニューオータニ長岡
(長岡市台町2丁目)

受付 午後5時30分から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どちらでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要ですので、当日会場に直接お越しになってください。

皆さんのお寄せください。

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。
協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどで気軽に寄せください。

長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 39-2260・39-2227(直通)
FAX 39-2254
ホームページアドレス
<http://www.nagaoka-gappei.jp>
Eメールアドレス
office@nagaoka-gappei.jp

1 市町村建設計画とは

市町村建設計画とは、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、合併の検討材料となるものであって、合併協議会により作成されます。

また、合併特例法に基づく様々な財政支援措置を合併市町村が受けるためには、この計画の作成が前提となっています。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために作成するものであり、合併市町村の一體性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされています。(合併特例法第5条第2項)

2 市町村建設計画の内容

市町村建設計画の具体的な内容は、合併協議会で合併関係市町村の自主的・主体的な判断により策定されるものですが、合併特例法には、計画に定める基本的な事項が例示されています。(合併特例法第5条第1項)

計画に定める基本的な項目	内 容
合併市町村の建設の基本方針 (合併特例法5条1項1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の将来像や具体的な目標 ・将来像を実現するための、まちづくりの基本方針 ・長期展望に基づいた適切な地域別整備の方針
合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項 (合併特例法5条1項2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本方針に基づく、ハード・ソフト事業
公共的施設の統合整備に関する事項 (合併特例法5条1項3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共的施設の適正配置や統合整備
合併市町村の財政計画 (合併特例法5条1項4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入、歳出の見込み